

令和3年度京都市居住支援協議会 第1回総会

日時：令和3年3月29日（月）10時～

場所：オンライン開催（Zoom）

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議案
 - 第1号議案 令和2年度事業報告
 - 第2号議案 令和2年度決算見込み
 - 第3号議案 令和3年度事業計画について
 - 第4号議案 令和3年度予算について
 - 第5号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について
 - 第6号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業に参画している社会福祉法人への人件費単価の見直しについて
 - 第7号議案 居住支援法人等との連携の強化について
- 4 その他
- 5 閉会

<配布資料>

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 出席者名簿 |
| 資料2 | 第1号議案 令和2年度事業報告 |
| 資料3 | 第2号議案 令和2年度決算見込み |
| 資料4 | 第3号議案 令和3年度事業計画 |
| 資料5 | 第4号議案 令和3年度収支予算書 |
| 資料6 | 第5号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について |
| 資料7 | 第6号議案 京都市高齢者すまい・生活支援事業に参画している社会福祉法人への人件費単価の見直しについて |
| 資料8 | 第7号議案 居住支援法人等との連携の強化について |
| 参考1 | 市民しんぶん3月号への掲載記事 |
| 参考2 | ライフフルホームズへの掲載記事 |
| 参考3 | おふたいむ12月号への広告 |
| 参考4 | 暮らしのてびきへの広告 |
| 参考5 | 京都市居住支援協議会会則 |

令和3年度 京都市居住支援協議会 第1回総会 出席者名簿

(敬称略)

所属団体名		役職名等	氏 名	備考
不動産 関係団体	公益社団法人 京都市宅地建物取引業協会	情報提供委員会 委員長代理	山田 崇博	
	公益社団法人 全日本不動産協会 京都市本部	副本部長	長沢 洋〇	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都市支部	副支部長	石本 浩治	
	一般社団法人 京都市不動産コンサルティング協会	相談役	岡本 秀巳	
福祉 関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支 援センター連絡協議会	副会長	川田 雅之	
	一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会	会長	奥本 喜裕	
	一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会	すまい・生活支援部会長	松井 久雄●	
オブザー バー	京都弁護士会	労働と社会保障に関する委員会 舟木 浩		
	ホームネット株式会社	居住支援サービス事業部 部長 高月 義博		
	一般社団法人 きょうのくらしがかり	長谷川 幹		
	有限会社 京都くらし支援センター	土岐 美樹子		
	株式会社 居場所	小出 享一		
	一般社団法人 GreenHand	安 道幹		
	株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	北浦 雄太		
行政等	京都市住宅供給公社	総務部長兼住宅管理部長	前田 史浩	
	京都市保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課長	田中 超	
		健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 課長補佐	吉井 豊宏	
		障害保健福祉推進室 在宅福祉第一係長	小林 治人	
	京都市都市計画局	住宅室長	平松 謙一◎	
		住宅室住宅政策課 企画担当課長	関岡 孝繕	
		担当	高矢 章裕	
	京安心すまいセンター	センター長	高谷 基彦	
		担当	出雲寺 郁	
京都府住宅課	計画担当 技師	岡本 武士		

◎会長, ○副会長, ●監事

第1号議案 令和2年度事業報告（2月末進捗）

1 すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の登録件数について

	令和元年度末	令和2年度末	差引
すこやか賃貸住宅（戸）	5,046	5,286	+240
すこやか賃貸住宅協力店（件）	141	207	+66
（国）セーフティネット住宅	14	35	+21

2 高齢者すまい・生活支援事業の取組について

(1) 延べ成約件数

97件 → 100件 令和2年度 3件増

(2) 実施地域

北区（6学区）、上京区（4学区）、東山区（7学区）、山科区（全域）、南区（11学区）、右京区（13学区）、伏見区（18学区）

(3) 参画団体

ア 不動産事業者

永都、長栄、東峰、フラットエージェンシー、プレールクリエイション、ミチテラス、都ハウジング、ランドスタイリング

イ 社会福祉法人

京都福祉サービス協会、リガール暮らしの架け橋、北野健寿会、洛東園、同和園、清和園、こころの家族、健光園、嵐山寮、京都老人福祉協会

(4) 本事業運営委員会実務担当者作業部会の開催状況

開催日	件名	内容
4/22	作業部会	・コロナウイルス感染予防のため、中止
7/31	作業部会	・コロナウイルス感染予防のため、中止（資料共有）
10/28	第1回作業部会（オンライン開催）	・事務実施状況（情報共有、意見交換等）の報告
1/27	第2回作業部会（オンライン開催）	・事業実施状況（情報共有、意見交換等）の報告

3 高齢期の住まいの相談会の取組について

(1) 開催状況

開催日	相談件数	不動産関係団体	福祉関係団体
7/16	11件	京都府宅地建物取引業協会	京都市地域包括支援センター
9/17	13件	全日本不動産協会京都府本部	〃

11 / 19	13件	日本賃貸住宅管理協会京都府支部	〃
1 / 15	13件	京都府不動産コンサルティング協会	〃
合計	50件	—	—

(2) 相談概要

ア 相談者の年齢構成

年 代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	その他・不明
組 数	10組	20組	18組	1組	1組

イ 相談内容の分類

(7) 主な相談理由

相談理由	情報収集	経済的理由	立退き	身体上の不安
組 数	35組	3組	1組	2組

相談理由	相隣関係	持ち家老朽化	家庭内問題	保証人
組 数	2組	4組	2組	1組

(4) 提供した情報等（複数有）

内容	安価な賃貸住宅情報(公営, すこ賃等)	高齢者向け住宅(高優賃, サ高住等)	すまいの売却や活用方法	介護保険制度
件数	30件	24件	20件	8件

内容	すこやか賃貸住宅協力店	保証人・保証会社	その他
件数	18件	4件	8件

4 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発について

賃貸住宅の家主や不動産事業者等に対して、ダイレクトメールを送付し、京都市居住支援協議会の取組を浸透させて、「すこやか賃貸住宅」と「すこやか賃貸住宅協力店」の登録件数を増加するための取組、また、新たな住宅セーフティネット制度に基づく登録住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録の促進を行った。

(1) 家主について

令和2年10月に市内の民間賃貸共同住宅所有者約3,500人に対して住宅登録勧奨文を送付した。

(2) 不動産業者について

令和2年9月～12月に約700店、令和3年1月～2月に約2,400店（700店と

重複あり)の不動産業者に対して協力店登録及び住宅登録勸奨文を送付した。

5 見まもっTELプラスの普及促進について

平成28年11月に業務提携を締結したホームネット株式会社が提供するサービス「見まもっTELプラス」の普及促進を図った。

(1) サービス内容

- ・ 電話による週2回の安否確認(自動音声)と、確認結果の指定連絡先(最大5名)へのメール
- ・ 孤独死等の際の、原状回復、残存家財の片づけ費用を補償(上限100万円)
- ・ 販売店契約を締結したすこやか賃貸住宅協力店は、取扱件数に応じて手数料収入が生じる。

(2) 利用料

1,500円/月

(3) 件数等

ア 取扱店

34店 → 39店 令和2年度 5店増

イ 成約件数

19件 → 26件 令和2年度 7件増

(4) 初期費用の助成

令和2年5月から、単身高齢の低額所得者が住み替えに際して「すこやか賃貸住宅協力店」を通じて申し込んだ場合に、初回登録料を協議会から助成している。

	令和2年度
助成件数	2件

6 高齢者以外の住宅確保要配慮者への支援対象の拡大に関する取組について

障害のある方への支援の対象の拡大に向けての取組として、賃貸人や不動産事業者向けに障害への理解を深めるための研修を開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、動画形式とし、以下の動画を協議会のホームページにおいて配信した。

【掲載動画】

- ①「肢体不自由とは」
- ②「肢体不自由の方が暮らすとは」
- ③「知的障害とは」
- ④「知的障害の方が暮らすとは」

【動画掲載ページのURL】

<https://www.kyoto-sjn.jp/topic/?p=811>

7 その他

(1) 市民しんぶん（全市版）への掲載

市民しんぶん令和3年3月号において、すこやか住宅ネットに関する取組の記事を掲載した。部数は約65万部/月。（参考1参照）

(2) おふたいむへの広告の掲載

交通局のフリーペーパーである「おふたいむ」の広告欄を活用し、広告の掲載を行った（6月、7月、8月、1月、2月号）。市バス車内、地下鉄駅、交通局案内所などで配布。部数は約6万部/月。（参考2参照）

(3) 暮らしのてびきへの広告掲載

京都市の施策や生活に関する情報誌である暮らしのてびきの広告欄を活用し、広告の掲載を行った。毎年6月頃発行（市役所、区役所の窓口で配布）。部数は約9万5千部。（参考3参照）

(4) ライフルホームズへの記事の掲載

ライフルホームズからすこやか住宅ネットの取組に関する取材を受け、すこやか住宅ネットに関する記事が掲載された。（参考4参照）

(5) 保健福祉センター健康長寿推進係長会議での京都市居住支援協議会の取組の周知

各区の保健福祉センターの健康長寿推進係長が集まり、定例的に開催している健康長寿推進係長会議において、当協議会の取組について周知を行った。

以上

令和2年度決算見込み

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

科目	予算額	決算 見込み額	備考
I 収入の部			
負担金	1,000,000	1,000,000	京都市負担金
広告料	220,000	220,000	不動産4団体バナー広告費
預金利息	10	9	
国補助金	5,600,000	4,175,109	国交省（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業）
当期収入合計…(A)	6,820,010	5,395,118	
前期繰越収支差額…(B)	339,994	321,475	
収入合計…(A)+(B)=(C)	7,160,004	5,716,593	
II 支出の部			
1 事業費	5,990,000	3,223,507	
(1) すこやか住宅ネットの取組周知の拡大等	200,000	244,742	すこやか住宅ネットHPサーバー保守(128,304円) すこやか住宅ネットHP改修(142,450円)
(2) 京都市高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進	3,900,000	1,492,821	高齢者すまい・生活支援事業運営委員会事務局運営(市老協, 305,556円) 社会福祉法人活動費(952,900円)+234,365円(補助対象期間外見込)
(3) 高齢期の住まいの相談会	490,000	467,459	チラシ印刷(82,500円) 会場使用料(104,000円) 相談員活動費(240,000円) など
(4) 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発	400,000	915,985	チラシ印刷費(101,200円) ポスター作成(79,640円) チラシ発送費(460,145円) おふたいむ広告掲載<6,7,8,12,1月号>(275,000円)
(5) セーフティネット住宅登録事務	1,000,000	102,500	セーフティネット住宅及びすこやか賃貸住宅登録促進業務委託費(102,500円)
2 管理費	800,000	857,363	居住支援協議会事務局運営(780,735円),事務局消耗品(76,628円)など
3 予備費	370,004	843,772	障害への理解を深めるための動画制作費(698,500円) 出演者等謝礼(112,272円) 見守っTEL初期費用助成(33,000円)
当期支出合計…(D)	7,160,004	4,924,642	
当期収支差額…(A)-(D)	0	470,476	
負担金の返還…(E)	0	250,000	
次期繰越収支差額…(C)-(D)-(E)	0	541,951	

第3号議案

令和3年度事業計画

京都市居住支援協議会 会則

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

京都市居住支援協議会の事業として、次のとおり実施していく。

1 京都市居住支援協議会（すこやか住宅ネット）の取組周知（(1)～(6)に資する事業）

高齢者をはじめとする市民や不動産事業者、地域包括支援センター等に対し、京都市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の取組を広く周知することで、必要としている人へ速やかに情報が伝わるように努める。また、すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の知名度の更なる向上を図るとともに、不動産事業者や不動産所有者等へ対し、すこやか賃貸住宅の登録の促進を行い、高齢者が住み替え先を探す際の選択肢を増やし、利用者の入居に繋げる。

区分	内容
継続	ア すこやか住宅ネット（ホームページ）を通じて、すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店の情報提供を行う。
	イ 既存の事業者向けチラシを活用し、不動産団体を通じて、すこやか賃貸住宅の登録及びすこやか賃貸住宅協力店への加入を呼びかける。
	ウ すこやか賃貸住宅の登録の拡大に向け、不動産団体が開催する研修会等において、事務局から協議会の取組への協力を依頼する。
	エ フリーペーパーなどの広告欄等を活用しながら、周知を行う。

2 高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進 ((1)~(5)に資する事業)

3箇年のモデル期間を経て、平成29年度から協議会の事業として取り組んでいる「高齢者すまい・生活支援事業」を引き続き実施するとともに、実施地域の拡大や、将来的には、国庫補助金に頼らず、安定して運営できるような手法等について検討を進める。

区分	内容
継続	<p>ア 本事業運営委員会の事務局を一般社団法人京都市老人福祉施設協議会が担い、四半期に1回を目途に実務担当者作業部会を開催し、本事業の実施状況の報告をはじめ、実施地域の拡大等について意見交換等を行う。</p> <p>イ 不動産4団体及び福祉3団体は、本事業に関心のある事業者を募り、実務担当者作業部会に参加していただけるよう、啓発を行う。</p> <p>ウ 既存のチラシを活用し、高齢者をはじめとする市民や地域包括支援センター等への周知を行い、本事業の利用を促進する。</p> <p>エ 国の補助金を活用することにより、社会福祉法人の費用負担面での軽減を図る。</p> <p>オ 身寄りのない高齢者にも対応でき、家主の不安感の低減につながる居住支援サービスについて検討を進める。</p> <p>カ 京都市老人福祉施設協議会が開催する施設長会等において、事務局から社会福祉法人へ対し、協議会の取組への協力を依頼する。</p>
新規	<p>キ 一般社団法人の設立をバックアップするとともに、設立後は、設立された一般社団法人と協力しながら、空白地域の解消や安定した収入源の確保に向けて検討を行う。</p>

3 高齢期の住まいの相談会の実施 ((2), (4)に資する事業)

高齢期の住まいに関するあらゆる相談について、協議会会員である不動産団体、福祉団体、行政のそれぞれの担当者がチームを組み、一組の相談者に対して、三者が同時に対応することで幅広い情報提供を行い、高齢者の相談にお応えする。(原則として、7月、9月、11月及び1月の第3木曜日を予定)

区分	内容
継続	<p>ア 不動産4団体は、1回毎の担当制で対応し、福祉関係は、京都市地域包括支援センターで対応する。</p> <p>日程及び不動産団体の担当(案)</p> <p>1回目： 7月15日(木) 京都府宅地建物取引業協会</p> <p>2回目： 9月16日(木) 全日本不動産協会京都府本部</p> <p>3回目： 11月18日(木) 日本賃貸住宅管理協会</p> <p>4回目： 1月20日(木) 京都府不動産コンサルティング協会</p> <p>※ 福祉関係は、4回とも京都市地域包括支援センターとする。</p> <p>イ 事務局で報告書をまとめ、各団体で活用する。</p>

4 国の新たな住宅セーフティネット制度への対応 ((1), (2)に資する事業)

平成29年10月に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(新たな住宅セーフティネット制度)」により創設された住宅及び家賃債務保証業者の登録制度の普及促進に向けた取組を実施する。

区分	内容
継続	<p>ア 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第8条に基づく「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録を推進するとともに、登録された住宅の情報提供を行う。</p> <p>イ 家賃債務保証業者登録規程(国土交通省告示第898号)に基づく登録を受けた「家賃債務保証業者」の情報提供を行う。</p> <p>ウ 不動産団体での研修会等において、セーフティネット住宅への登録の協力を呼び掛ける。</p> <p>エ 住宅確保要配慮者専用住宅として登録した場合、京都市から家賃等の補助を行う。</p>

5 高齢者以外の属性への支援対象の拡大の検討 ((1)~(6)に資する事業)

高齢者以外の属性への支援対象の拡大として、まずは、障害のある方への支援対象の拡大に向けた取組を進める。

区分	内 容
継続	<p>ア 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室職員が京都市高齢者すまい・生活支援事業の作業部会等に参加し、情報共有や意見交換を行う。</p> <p>イ 障害のある方への支援の第一歩として、不動産事業者を対象とした研修用動画を作成し、障害についての理解を深めていただく。 (新型コロナウイルスの感染状況によっては、会場開催での研修も検討する。)</p>
新規	<p>ア 実務者による部会等を設置、開催し、障害のある市民の住宅ニーズに沿う事業内容について意見交換を行う。</p>

6 その他 ((1)~(6)に資する事業)

区分	内 容
継続	<p>ア ホームネット(株)が提供する「見まもっTELプラス」の初期費用について、低額所得者を対象に利用者負担の軽減を行う。</p>

以 上

令和3年度収支予算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	備考
I 収入の部		
負担金	1,000,000	京都市
広告料	220,000	不動産4団体
預金利息	10	
国庫補助金	8,386,000	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
当期収入合計…(A)	9,606,010	
前期繰越収支差額(見込み)…(B)	541,951	
収入合計…(A)+(B)=(C)	10,147,961	
II 支出の部		
1 事業費	8,410,000	
(1) すこやか住宅ネットの取組周知の拡大等	1,200,000	HP保守管理(130千円), HP改修(1,000千円) チラシ増刷代(70千円)
(2) 京都市高齢者すまい・生活支援事業の取組の推進	3,300,000	市老協委託費(400千円) みまもり人件費(2,800千円) チラシ印刷(100千円)
(3) 高齢期の住まいの相談会	460,000	チラシ印刷代(70千円), 配送費(40千円), 会場費(110千円), 相談会相談員活動費(240千円)
(4) 京都市居住支援協議会の取組内容の普及啓発	900,000	周知する記事の掲載等(400千円) 賃貸住宅所有者へのDM発送費(500千円)
(5) セーフティネット住宅登録事務	1,000,000	SN住宅登録事務(1,000千円)
(6) 障害のある市民への支援拡大の取組	1,550,000	障害研修用の動画制作(1,300千円) 出演者謝礼(150千円) 会場費(100千円)
2 管理費	1,200,000	安すま人件費(1,000千円) その他雑費(総会会場代, 文具購入代等)(200千円)
3 予備費	537,961	見まもっTEL初期費用助成 法人登録免許税等
当期支出合計…(D)	10,147,961	
当期収支差額…(C)-(D)	0	

第5号議案

京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について

現在、10の社会福祉法人及び不動産事業者に御尽力いただき、京都市高齢者すまい・生活支援事業を実施しているが、当該事業は、未実施の地域があることから、これを解消し、居住の安定のさらなる強化につなげること、また、国庫補助金が終了するときを見据え、安定した財源の確保の検討することを目的とした一般社団法人の設立について、費用面でサポートを行う。

【参考】京都市すまい・生活支援事業実施地域の状況

行政区	実施法人	実施地域
北	京都福祉サービス協会 リガーレ暮らしの架け橋	区域の一部
上京	北野健寿会	区域の一部
左京	—	未実施
中京	—	未実施
東山	洛東園	区域の一部
山科	同和園	区域の全域
下京	—	未実施
南	清和園 こころの家族	区域の一部
右京	健光園 嵐山寮	区域の一部
西京	—	未実施
伏見	京都老人福祉協会 京都福祉サービス協会 同和園	区域の一部

第 6 号議案

京都市高齢者すまい・生活支援事業に参加している社会福祉法人への人件費単価の見直しについて

京都市高齢者すまい・生活支援事業に参加している社会福祉法人が行う見守り事業への人件費については、国庫補助を活用しながらお支払いしているが、単価については、事業開始以来、改定しておらず、また新規参画を促す社会福祉法人へのインセンティブとするためにも、国庫補助申請が認められることを前提に単価の見直し（1.1 増）を行う。

（現行単価） 2, 4 1 1 円

↓

（新単価） 2, 6 5 2 円

【参考】

R 3 年度の国庫補助申請について（共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業）

R 3 年度については、最短で事前審査が完了した場合、4 月 1 日から補助対象期間とすることが可能となる。（最大期間：4 月 1 日～2 月 2 8 日）

そのため、現在 4 月 1 日からの適用を目指し、国へ申請手続きを行っている。

第 7 号議案

居住支援法人等との連携の強化について

平成 30 年 3 月から、京都市居住支援協議会のオブザーバーとして、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人であるホームネット株式会社に御参画いただいております。令和 2 年 4 月からは、京都市内を事業範囲とする 4 つの居住支援法人にオブザーバーとして御参画いただいております。

令和 2 年度中に京都市内を事業範囲とする居住支援法人が新たに 6 法人認定されたことから、これらの法人にもオブザーバーとして御参画いただくことにより、居住支援の更なる強化に努めます。

(各法人の事業の詳細は、[次ページ](#)参照)

京都市内を業務エリアとする住宅確保要配慮者居住支援法人一覧

名称	所在地	相談先	事業概要	主たる支援対象
ホームネット株式会社	東京都新宿区大久保 3 丁目 8 番 2 号 新宿ガーデンタワー	電話：0120-460-560 Mail：info@homenet-24.co.jp	・「安否確認」と「死亡時の費用補償」がセットになった見守りサービス『見まもっ TEL プラス』を提供。同サービスの取扱不動産店ネットワークを活用したお部屋探しを実施。	高
一般社団法人きょうのくらしがかり	京都市西京区嵐山薬師下町 17 番地 セントポール嵐山 111 号	電話：050-1049-8481 Mail：kyono.kurashi.gakari@gmail.com	・すこやか賃貸住宅協力店「たてものがかり」と住まい探しをサポート ・ソーシャルワーカーが住宅確保要配慮者のニーズに基づき転入居に向けて福祉サービスを調整 ・住宅確保要配慮者の状況に応じて入居後の見守り支援も実施	低, 高, 障, その他
有限会社京都くらし支援センター	京都市北区上賀茂竹ヶ鼻町 10 番地	電話：075-721-7324 090-2935-1038 Mail：info@kurashi.best	・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅を所有, サブリースを含め約 50 室を運営管理中 (随時, 増室中 空室あり) ・当該住宅入居中の支援サービスとして, 見守り, 訪問, 安否確認, 電話相談, 日用品・衣類等無料配布, 生活支援, 緊急駆け付け等を実施 ・入退去に関わる支援サービスとして, 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の紹介, 家賃保証, 契約更新手続支援, 退去支援 (残置物処分, 現状回復の手続支援) を実施	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯
一般社団法人 mywhereabouts	京都市東山区大和 大路四条下る四丁目小松町 11 番地の 31	電話：090-8526-3974 Mail：penpengusa@zeuseonet.ne.jp	・物件選定相談, 契約同行, 引越し補助, 生活相談, 後見業務, ヘルパー派遣, 緊急連絡先の請負, 退去補助, 残置物処理補助を実施 ・ヘルパー事業所 (高齢, 障害) を併設	高, 障, 子 (母子世帯), その他
一般社団法人高齢者住宅支援連絡会	京都市西京区松尾木ノ曾町 38-15	電話：075-393-7511 Mail:toru.saio@gmail.com	・サブリース物件を保有しているほか, 訪問や安否確認を行うサービス (きずな倶楽部) や, 日常のトラブルに 24 時間体制で対応するサービス (きずなサポート) を行っている。	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯, 矯

以下、太枠内の法人は、令和2年度に新規に認定された居住支援法人

名称	所在地	相談先	事業概要	主たる支援対象
Rennovater 株式会社	京田辺市山手南四丁目7番地3	電話：0774-27-1740 Mail：t.matsumoto@rennovater.co.jp	<ul style="list-style-type: none"> 物件探しだけでなく、自社で空き家や築古物件を購入・リノベーションして、住宅確保困窮者へ提供 難民支援協会と提携し、難民の支援を実施している。生活困窮者支援団体とも連携 	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯, 矯
特定非営利活動法人 暮らしコープ	京都市北区紫野東野町1番地の5	電話：075-432-3636 Mail：h-fukushima@kyoto-koureikyo.jp	<ul style="list-style-type: none"> 同じグループである「京都高齢者生活協同組合暮らしコープ」が次世代下宿「京都ソリデール」を実施 「京都高齢者生活協同組合暮らしコープ」では対象とできない組合員以外の方を対象に含めている。また支援対象者についても、低額所得者、被災者、障害者、子どもを養育する者等に拡大 	低, 被, 高, 障, 子
株式会社永都	京都市左京区田中下柳町8-13 今出川ビル1階	電話：075-762-0300 Mail：info@eito8.jp	<ul style="list-style-type: none"> 京都市高齢者すまい・生活支援事業の協力店 高齢者、低額所得者及び外国人の方を主な支援対象として、居住支援を実施 今後、自社で住宅確保要配慮者向けの物件の開発・企画を検討中 	低, 被, 高, 障, 子, 外, 中, 児, ド, 犯
株式会社居場所	京都市右京区西院乾町48番地6	電話：075-874-2882 Mail：koide@ibasyo.biz	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者及び生活困窮者に限定して、居住支援を実施 自社物件（3棟、いずれも戸建て）に限り、管理会社を通じて、入居者の状況等を把握し、必要に応じて見守り活動を実施 1階で相談支援事業所を運営 	低, 高, 障, 矯
一般社団法人 GreenHand	京都市南区八条源町45	電話：075-286-4591 Mail：greenhand1477@gmail.com	<ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした自立援助ホーム「マイルストーン」を運営 親元で暮らすことがむずかしい若者たちの住居探しや生活相談を実施 主な支援対象は、若者、低額所得者、ひとり親世帯、外国人等も対象 	低, 被, 子, 外, 児, ド, その他(若者)

名称	所在地	相談先	事業概要	主たる支援対象
株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク	東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー16階	電話：03-6871-6541 Mail：y-kitaura@jsb-g.co.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者，低額所得者(60歳以上)，障害者，外国人を対象に居住支援を実施 ・高齢者については，月1回電話による安否確認を実施 ・外国人については，有償にて24時間生活サポート，家具家電の貸出を実施 	低（60歳以上），高，障，外

(注)「主たる支援対象」欄の略語は次のとおりです。

低額所得者， 被災者， 高齢者， 障害者， 子どもを養育している者， 外国人， 中国残留邦人， 児童虐待を受けた者， ドメスティック・バイオレンス被害者， 犯罪被害者， 矯正施設退所者

なお，当該欄に「その他」と記載されている場合については，住宅確保要配慮者居住支援法人に問合せをしてください。

入居者も家主も安心！

すこやか住宅ネットを 利用しませんか？

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにさまざまな取り組みを実施。ここでは、その一部を紹介します。

すこやか住宅ネットって？
行政と不動産団体、福祉団体が連携し、高齢者などの住まい探しを支援する取り組み。

どんな支援があるの？

次のようなサービスを提供。

1 すこやか賃貸住宅登録制度
高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」と住まい探しの協力店を紹介。

2 高齢者すまい・生活支援
住み替え後に、おおむね週1回の訪問、生活相談などを市内一部地域で実施。

料金 月額1千500円（市民税非課税の方は無料）

どんな人が利用できるの？

答 1 はどなたでも、2 は原則65歳以上の一人暮らし等で見守りなどの支援を必要とし、住み替えを希望する方。



利用者の声



入居者

見守りだけでなく、相談にも乗ってもらえるので安心して暮らせます。



家主

定期的な見守りがあるので、安心して部屋を貸すことができます！

※申し込み方法等は京安心すまいセンターなどで配布中のチラシやホームページで紹介。

すこやか住宅ネット [検索](#)

問合せ 住宅政策課
☎ 222・3666 FAX 222・3526

特別公開

旧三井家下鴨別邸 3階望楼

大正14（1925）年、豪商・三井家の例祭時の休憩所として建築された同別邸。貴重な近代和風建築として、国の重要文化財に指定されています。今回は、三井家の歴史に思いをよせて

とき 2月27日～3月18日（2月28日、水曜は休み）、9時15分～16時15分

会場 同別邸（左・下鴨宮河町）
料金 一般900円、中学・高校生650円、小学生450円
申込み 不要。先着順

ひとくちメモ
三井家とは？

戦前の日本三大財閥の一角として知られる。江戸時代には呉服業を営み、西陣織の仕入れ元として、京都に本店を置き、商いの本拠地としていた。



望楼3階からの眺め



樹花鳥獣図屏風

問合せ 旧三井家下鴨別邸 ☎ 366・4321 FAX 708・8321

耳はワガハイである

第3話 3月3日は耳の日！

吾輩はネコである。名前はツガハイ。見たところ、これは宝の地図……矢印の通りに進めば、宝にたどり着けるに違いない。あ、草むら……

お母さん、このマーク何？

これは、耳マーク。耳が不自由な人や筆談などの配が必須なことを表しているの。

区役所・支所等では、マイクの音声直接補聴器などに伝えるヒアリンググループを設置・貸し出しています。

めざせ京都通 / 京都検定に挑戦!



問 1
京の伝統野菜である()は、棒鱈との炊き合わせが定番となっている。(3級)

- ア えびいも イ 賀茂なす
ウ 聖護院だいこん エ 堀川ごぼう

問 2
歯痛に悩んでいた後桜町天皇のために、女官が神箸と神塩を持ち帰り、痛みが治ったことから、歯痛平癒のご利益があると伝わる神社はどこか。(2級)

- ア 新熊野神社 イ 三宅八幡宮
ウ 護王神社 エ 白山神社

問 3
大晦日から元日の未明にかけて、をけら火を授かり、無病息災を祈るならわしのある神社はどこか。(2級)

- ア 由岐神社 イ 愛宕神社
ウ 吉田神社 エ 八坂神社

問 4
薩摩藩の菩提寺で、新政府の軍事面を指揮した西郷隆盛が自ら揮毫した碑がある東福寺の塔頭はどこか。(1級)

* 本問題は「京都・観光文化検定試験」平成30年度の問題より抜粋しています。 * 「京都・観光文化検定試験」・「京都検定」は京都商工会議所の商標です。 ▶ 答えは左下です。

編集室より

今年はいつもと違ったクリスマスになりそうですね。お出掛けがはばかれる分、自分へのご褒美をちょっと豪華にしようかと企んでいます。
3月のテーマは「春の京都といえ...?」* 予定待ち遠しい春の季節。京都の春ならではの豆知識やお気に入りの春の楽しみ方 など、ご意見をお送りください。おふたいむと一緒にしてくれる情報を、お待ちしております!



PRESENT

「トラフィカカード」プレゼント

地下鉄・市バスで利用できる「トラフィカカード(1,100円分)」10名様

「旅ナビ」プレゼント

大人も満足できる情報量! 「修学旅行ガイドブック 旅ナビ」... 5名様

応募方法

トラフィカカード、旅ナビプレゼントへのご応募は、下記の宛先まで(1)住所(2)氏名(3)年齢(4)ご希望のプレゼント(5)上記テーマへのご意見、おふたいむへの感想を記入して、メールもしくははがきでお送りください。
12/14(月) 当日消印有効。
* 当選者の発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

〒604-8823 京都市中京区壬生松原町3-12
ひでみ企画内「おふたいむ」編集室宛
☎ 075-322-3717 (土・日曜、祝日休業)
fax 075-322-3719
e-mail hidemi@gold.ocn.ne.jp

市バス・地下鉄に関するお問い合わせは
下記の市バス・地下鉄案内所まで

ナビダイヤル ☎ 0570-666-846



Kotochika 10周年記念キャンペーン

第2弾を12月4日から開催します!

日頃から Kotochika をご利用いただいている皆様への「感謝」の気持ちを込めて、第2弾のオンライン抽選会を実施いたします! 各店舗よりすぐりの素敵な景品が当たるチャンス!

詳しくは専用サイトをチェック!

<https://kotochika-campaign.com/>



* 景品はお選びいただけません。
* 当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます(商品の発送は1月下旬頃を予定しています)。

開催期間 令和2年 12月4日(金)~12月25日(金)

参加条件・対象施設

地下鉄駅構内50店舗で 2,000円(税込) お買上げごとに 1 回抽選にご参加いただけます! * 合算可。ただし、各お買上げ金額が500円(税込) 以上となります。

参加方法

「Kotochika 10周年記念キャンペーン」Web 抽選会専用サイトから、対象店舗で開催期間中にご購入いただいた際のレシートの写真を添付し、応募フォームに必要事項をご入力の上、ご応募ください!

京都市内で お住まいの確保にお困りのご高齢の皆様へ すこやか住宅ネット



にお任せください!

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、不動産団体、福祉団体、行政の3者が連携して取組んでいます。

ご高齢の入居をサポート!

すこやか賃貸住宅登録制度

- ◆ 大家さんに立ち退きをせまられている
 - ◆ 収入にあった部屋を探したい... など
- 住替え先がなかなか見つからない場合、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や高齢者の住まい探しをサポートする「すこやか賃貸住宅協力店」をご紹介します。お気軽にご相談ください。

ホームページでもご覧いただけます

すこやか住宅ネット

検索

一人暮らしでも安心!

定期的な見守り支援

低廉なお住まいと定期的な見守りをセットでご提供。見守りがあることで、独居でも家を借りやすくなります。その他、暮らしのお困り事の相談もどうぞ。

対象者 原則65歳以上の一人暮らし等で、見守りの支援を必要とし、住替えを希望される方(実施地域が限定されています)

見守りサービス利用料 家賃・共益費等の他に、市民税戻税の方は1,500円/月(市民税非戻税の方は0円)の見守りサービス利用料が別途必要です。

詳しくは 京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課 ☎ 75-222-3666

相談にも乗ってもらえとても安心

② 問い合わせ先 ③ 対象 ④ 内容 ⑤ 料金 ⑥ 手続に必要なもの
 各区役所・支所の担当課ならびに各施設の電話番号は122～137ページをご覧ください。

住まいと環境

雨漏り補修 瓦葺き替え

ROOF MITSUMOTO 訪問無料
 屋根のことなら何でもご相談承ります。お気軽にご相談下さい。

清光本瓦店有限会社

無料でお問い合わせ/お見積り/ご相談
 疑問、質問はお気軽にお問い合わせ下さい！

☎ 075-461-5253

事務所・倉庫：〒603-8487
 京都市北区大北山原谷乾町109-16
 TEL:075-461-5253 / FAX 075-464-3358

本社：〒603-8487
 京都市北区大北山原谷乾町117-8
 TEL:075-463-8806

京都市 光本瓦店 検索

快適な空間と感動をご提供します！

建築 設計 施工
梅林工務店

～梅林工務店のリフォームのポイント～

- リフォームしたい理由をじっくりヒアリング
- 豊富な現場経験と、増改築相談員の資格をもとにしたご提案
- 実際の施工代金と誤差0円のお見積り
- 難しい案件も複数こなしてきた技術力
- 耐震診断士として地震にも安全なリフォームを実施
- 工事の進み具合をお伝え、途中経過をご覧いただける施工
- 工事後は定期連絡、気になることがあれば即対応

大規模リフォーム 内装リフォーム 増改築 新築 屋根・外壁 エクステリア 業者検索

● お問い合わせ ●
090-5648-2526
 075-496-4123 ※携帯外でも一度お電話ください。
 〒607-8325 京都市山科区川田土仏28-3

“住まいを一緒に考えます”

いじりこうさてん
 井尻工務店

新築・増改築 内装リフォーム
雨漏り修理 水回りリフォーム
エクステリア 福祉関連住宅改修

京都府知事許可(般-28)第38995号
 「緑の工務店」緑の事業体登録事業所
 福祉住環境コーディネーター2級

Factory Office
 京都市右京区嵯峨野千代/道町1-1
TEL/FAX075-861-3450
<https://www.ijiri-k.com/>
 info@ijiri-k.com

京都市から

不動産事業者の皆様へ

京都市すこやか住宅ネット
 ・すこやか賃貸住宅
 ・すこやか賃貸住宅協力店
 への登録をお願ひします!!

京都市すこやか住宅ネットとは？

- 高齢者の方々に、地元の民間賃貸住宅に、安心して入居していただきたいとの思いから生まれたのが、「京都市すこやか住宅ネット」です。
- すこやか賃貸住宅 高齢であることを理由に入居を断らない民間賃貸住宅
- すこやか賃貸住宅協力店 高齢者の方々の住まい探しにご協力くださる不動産仲介業者

【お問い合わせ先】
 住宅室住宅政策課 電話：222-3666
 京安心すまいセンター 電話：744-1670

住宅・協力店とも、ホームページ上でご登録いただけます。

三裕建設有限会社

京都府知事許可(般-28)第1148号

〒607-8045
 京都市山科区四ノ宮堂ノ後町4-3
TEL 075-581-0780

屋根に、外壁に。
 お住まいを守る強さを届けます

外装材の2大ブランド
 ケイミューニチハ
 認定登録施工店

屋根工事

雨漏り 雨どい工事
 内外装リフォーム

株式会社昌WORKS
 電話:070-5267-8228

京都市伏見区羽束師鴨川町111-3
<http://www.masa-works.jp/>

京都市の「まちの匠事業」の補助を利用して本格的な耐震改修を行う場合
住宅金融支援機構の「リフォーム融資(耐震改修工事)」を利用できます!

※正式名称: まちの匠の知識を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業

ポイント1 全期間固定金利の安心

ポイント2 あわせて行う修繕工事(水回り等)も融資対象

ポイント3 満60歳以上の方は高齢者向け返済特例をご利用可

※1 ご自分が居住する住宅をリフォームする場合に限ります。
 ※2 機構が承認している保証期間の保証が必要です。

■800万円を借り入れた場合

リフォーム融資 (耐震改修工事)の場合	リフォーム融資 (高齢者向け返済特例)の場合
融資額800万円、返済期間20年、 借入金利年1.0%、全期間固定金利型/ 元利均等返済/ボーナス返済なし 毎月の返済額 36,791円	融資額800万円、 返済期間 申込人全費がおこなうときまで 借入金利年1.0% 毎月の支払額(利息のみ) 6,666円

・試算結果は目安としてお考えください。審査の結果、ご希望にそえないことがありますので、あらかじめご了承ください。借入金利は、借入申請時の金利が適用となります。借入金利は毎月見直しされます。実際の借入金利、抵当権やその他の費用の詳細は、下の問合せ先または住宅金融支援機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。

高齢者向け返済特例の特徴は、

- ① 月々のお支払は利息のみとなり、月々のお支払の負担を少なく抑えられます。
- ② 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員がごくられたときに、相続人の方から融資住宅および土地の売却、債権の譲渡融資、自己資金などにより、一括してご返済いただく融資です。

住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency
地域連携グループ 06-6281-9261
 営業時間 平日 9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)

住まいの「本当」と「今」を伝える

LIFULL HOME'S トップ LIFULL HOME'S PRESS 借りる 高齢であることを理由に入居を拒まない。「京都市すこやか住宅ネット」の高齢者賃貸住宅 住み替えサポートとは

いいね! < 15

ツイ
ット



高齢であることを理由に入居を拒まない。「京都市すこやか住宅ネット」の高齢者賃貸住宅 住み替えサポートとは



ライター／編集者
うちやまとうこ

2025年には、京都市民の5人に1人が後期高齢者に

高齢者人口43万人、高齢化率は30%超。市民の5人に1人が後期高齢者（75歳以上）。これは、2025年の京都市の姿である（第7期京都市民長寿すこやかプランより）。

この超高齢社会で課題の一つとなるのが、住宅問題だろう。

京都市における高齢者向け住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅など）の供給状況をみると、2025年には1万7,275戸が必要という試算が出ている。ところが、2019年時点の住戸数は8213戸と、半分にも満たないのが現状だ。

これを踏まえて、いま京都市で急務となっているのが、まず高齢者が安全に安心して生涯を送るための住宅の改善・供給。次に、高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現である。

そこで注目されるのが、「京都市すこやか住宅ネット」の愛称を持つ「京都市居住支援協議会」。今回は、2012年に設立したこの団体とその取り組みについて、京都市都市計画局住宅室住宅政策課の関岡孝緒さん、橋本真さん、田村勇樹さんに話を伺った。



左から、京都市都市計画局住宅室住宅政策課の関岡孝緒さん、田村勇樹さん、橋本真さん

住まいのトレンドニュース
「借りる」
人気記事ランキング

05月19日（火）にアクセスが多かった記事はこちら

家賃が払えなくなりそう。
不安に思ったら住居確保給
付金を思い出して

2020年の干支は「庚
子」。未来は既に決まっ
ている？東洋思想に見る幸
せ…

【憧れの沖縄移住生活②】
移住に向いている人、向い
ていない人の違いは？！

車やバイクと一緒に生活で
きる関西のガレージハウ
ス。趣味のためにセカン
ド…

防音・騒音対策は賃貸、集
合住宅でもできる？窓、壁
など部分別の対策

賃貸物件の更新料の意味合
いと注意点。本当に払わな
ければならないものなの…

居住地別に見た住みたい郊
外地域～住みたい郊外調査
②

キッチン付近で見かけるゴ
マのような小さな害虫・シ
バンムシ。駆除や防虫の…

賃貸マンションで音楽を楽
しむ。スピーカーの設置場
所・防音対策の注意点

リースバックのメリットと
デメリット。売却しても住
み続けられるその仕組み…

LIFULL HOME'Sで 探す



賃貸物件
賃貸マンション
アパート
賃貸一戸建て



マンション
新築マンション
中古マンション



一戸建て
新築一戸建て
中古一戸建て

宅建業者約3500社のうちの半数が「家主から高齢者の入居を拒むよう言われた」経験あり

「京都市すこやか住宅ネット」設立の背景を田村さんは次のように話す。

「2007年に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律『住宅セーフティネット法』が制定され、京都市でも民間賃貸住宅等への入居の円滑化と居住支援を進めていくことを行政計画に位置付けました」

この流れの中で、設立を大きく後押ししたのが京都府下の宅建業者へのアンケート結果だった。「約3500社を対象にしたものでしたが、その半数が家主から高齢者の入居を拒むよう言われたことがあると回答していたんです。病気や事故などに不安がある、火の始末や水濡れなどに不安があるといった理由からです」

高齢者を中心とする住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居でき、安心して住み続けられる住まいづくりを推進しなければならない。そうした思いで、京都市、不動産関係団体、福祉関係団体、京都市住宅供給公社が連携し、「京都市すこやか住宅ネット」は誕生した。

賃貸住宅は約5000戸、協力店は約140件が登録

「京都市すこやか住宅ネット」の取り組みは3点。

1点目は、「すこやか賃貸住宅登録制度」である。高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」と、高齢者の住まい探しをサポートする「すこやか賃貸住宅協力店」の登録を促進することで、住み替えしやすい環境をつくっている。

「現在、『すこやか賃貸住宅』は約5000戸、『すこやか賃貸住宅協力店』は約140件の登録があります。住み替えを考えている人には、物件や協力店を紹介しています」（田村さん）。「京都市すこやか住宅ネット」のホームページ（<https://www.kyoto-sjn.jp/>）から探すことも可能だ。

住み替えの主な理由は、「大家さんに立ち退きを迫られている」「収入にあった部屋を探したい」といったことだが、京都ならではの背景も考えられると橋本さんは言う。

「京都市は震災を免れたので、木造の共同住宅がほかの市に比べると数多く残りました。時を経てその住宅が寿命を迎え、取り壊し・建て直しが必要になってきました。また市内でのマンションやホテルの建設で取り壊しになった例もあるでしょう。そこに住んでいた高齢者が住み替えの必要に迫られているというケースもあると思います」



土地



注文住宅



リノベーション



不動産投資



売却査定



住まいの窓口



トランクルーム



引越し



空き家バンク

編集部通信

リノベーション・エキスポ・
ジャパンTOKYO × 青山
ファーマーズマー...

11月08日 16時24分

LIFULL HOME'S総研 調査
レポート『住宅幸福論
Episod...

05月16日 15時13分

5周年の御礼とご挨拶

09月12日 12時00分

[すべて見る](#)

本サイトについて

LIFULL HOME'S PRESS
とは

[お問合せ窓口](#)

[オピニオンリーダー・ライター紹介](#)

公式アカウント

LIFULL HOME'S PRESSからのおすすめ記事や住まいに関するお役立ち情報などをお届け！

[twitter](#)

[Facebook](#)

福祉のプロが見守りをすることで、家主の不安を軽減

2点目の取り組みは「高齢者すまい・生活支援事業」だ。

これは、前述した高齢者の入居を拒む家主が多いという点に配慮したもので、対象は、原則65歳以上の一人暮らし等で見守りの支援を必要とする、住み替えを希望している人。

橋本さんは「家主さんの懸念材料である高齢者の健康面のリスク軽減のため、社会福祉法人のスタッフが週に1回程度、高齢者の自宅を訪問したり、電話で安否確認をするなどの“見守り”を実施。保健福祉に関する相談にも応じます。これまでに100人ほどが利用され、家主さんからは『定期的な見守りがあるので、安心して部屋を貸すことができました』、入居者さんからは『毎週、社会福祉法人の方が来てくれるのが楽しみ』という声をいただいています」と話す。

離れて暮らす家族にとっても、福祉のプロが寄り添ってくれるのは大きな安心材料だ。

「ちょっとした変化にも気づきやすいですし、万が一、施設などを紹介した方がいいという判断になった場合も、迅速に対応できます」（田村さん）

最後は、年に4回行われる「高齢期の住まいの相談会」。不動産団体、福祉団体、市役所がチームを組んで、住まいに関する相談に応じてくれる。一度で住まいのことも福祉サービスのことも聞くことができるのがメリットだ。

すこやか賃貸住宅の登録数の増加、見守りサービス実施のエリア拡大を目指して

今後の課題についても聞いてみよう。

「『すこやか賃貸住宅登録制度』に関しては、登録数を増やすことです」と田村さん。そのために協力店にこまめに連絡を取り、情報発信をするなどして、引き続き協力をしてもらえるように取り組んでいるそうだ。

「高齢者すまい・生活支援事業」についても、田村さんに尋ねてみた。

「大きな課題は、見守りサービスを実施している行政区の少なさです」という。

京都市は中京区や下京区など11の行政区がある。だが、この見守りサービスは7行政区でしかできていない。展開している行政区でも区全域で行っているのは山科区だけである。

「ですので、住み替えを希望されている地域に必ずしも見守りサービスがあるわけではありません。対象エリアを拡大しようとしていますが、人員の問題などがあり、見守りを依頼できる社会福祉法人がなかなか見つからないのが現状です」

今後は、民間が設立する社団法人の協力を得ながら、見守りサービスの拡大を図っていく予定だという。関岡さんは、

「これからますます高齢化が進んでいきます。それに伴って、独居の方も増え、住み替えの需要も増えていくでしょう。理想をいえば、見守りサービスのあるなしにかかわらず、京都市内の賃貸住宅のすべての家主さんが高齢者を受け入れてくれるようになればという思いはあります」と話す。

地域で高齢者を見守れるような社会の実現のために、まずこの取り組みを続け、広げていかなければならない。そんな“使命感”が感じられた。

2020年 05月03日 11時00分



京都市居住支援協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会として、高齢者を中心とする住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置について協議し、実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するとともに、豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、京都市都市計画局住宅室長の職にある者をもって充てる。

- 2 その他の役員は、総会で選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会を招集して議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第9条 本会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 会員の変更に関すること。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項を決定すること。

(定足数等)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議長又は他の会員に、その権限の行使を委任することができる。この場合、委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第11条 本会は、第3条に規定する活動を円滑に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会員が推薦する者をもって構成する。

- 3 委員長は、会長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括し、委員会を招集して議長となる。
- 5 委員会において、議決事項が生じた場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、京都市都市計画局住宅室住宅政策課及び京都市住宅供給公社 京（みやこ）安心すまいセンターに事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後2ヶ月以内に会計監査を行い、総会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(秘密保持)

第17条 委員は、本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年9月13日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年5月18日から施行する。

この会則は、平成28年5月2日から施行する。

別表

区 分	会 員
不動産関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
福祉関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
行政等	京都市住宅供給公社 京都市保健福祉局 京都市都市計画局